

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 8 月 1 9 日
契 約 業 者 名	東京システム特機 (株)
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区飯田橋 4 - 5 - 1 1 パール飯田橋ビル 1 階
工 事 の 名 称	R 5 千葉国道管内 C C T V 設備設置その 2 工事
工 事 場 所	千葉県習志野市芝園 1 丁目地先外 1 1 箇所
工 事 種 別	通信設備工事
工 事 概 要	通信設備 (道路維持) C C T V カメラ装置 1 0 台 (うち 1 台は移設) 伝送装置 1 0 台 (うち 1 台は移設) 無停電電源装置 (7 2 h) 3 台 無停電電源装置 (2 4 h) 7 台 支柱 1 0 基 L 3 S W 2 台
工 期 (自)	令和 6 年 4 月 1 5 日
工 期 (至)	令和 7 年 1 月 2 9 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 2 7 , 7 1 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 7 7 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 2 7 , 7 8 7 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 新積算基準特例措置の適用 本工事は、「令和 6 年 4 月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等に係る取扱いについて (令和 6 年 2 月 2 8 日付け国会公契第 2 9 号、国官技第 3 7 2 号、国道国技第 1 9 8 号、国北予第 2 2 号)」の通知に基づく対応が可能な工事である。 令和 6 年 3 月 2 2 日付けで工事受注者より上記、特例措置に基づく変更の請求があったため、工事請負契約書第 6 2 条に基づき協議を行い、契約変更を行うものである。

(第2回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 1 月 2 8 日
契 約 業 者 名	東京システム特機 (株)
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区飯田橋 4 - 5 - 1 1 パール飯田橋ビル 1 階
工 事 の 名 称	R 5 千葉国道管内 C C T V 設備設置その 2 工事
工 事 場 所	千葉県習志野市芝園 1 丁目地先外 1 1 箇所
工 事 種 別	通信設備工事
工 事 概 要	通信設備 (道路維持) ・ CCTV カメラ装置 9 台 ・ 伝送装置 9 台 ・ 無停電電源装置 9 台 ・ 支柱 9 基
工 期 (自)	令和 6 年 4 月 1 5 日
工 期 (至)	令和 7 年 3 月 2 4 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 2 7 , 7 8 7 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 2 5 , 3 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 5 3 , 0 8 7 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. CCTV 設備工 1) 本工事は、概略構造及び概略数量を示したものであり、詳細設計の引き渡し及び現地精査の結果、C C T V 設備設置工、光ケーブル敷設工、配管・配線工の数量精算 (増) を行う。 2) 警察協議の結果、作業区分が昼間作業から夜間作業に一部変更となったため、施工時間の変更を行う。 2. 仮設工 上記 1 に伴い、交通管理工の数量精査 (増) を行う。 3. 工期 工期は、上記 1 の増工に伴い、5 4 日間延長し、令和 7 年 3 月 2 4 日までとする。